

タレント・モデルなどの契約をめぐるトラブルに注意！

スマートフォンで検索したオーディションに申し込んだり、SNS で芸能事務所募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけにトラブルにあうケースが増えています。



1 求人サイトで見つけた声優のアルバイトに応募したが、出演にはレッスン料が必要だと言われ、その支払いのために消費者金融からの借入やクレジットカードの作成を求められた。不安に思い、親に相談したところ、そのアルバイトや借金に反対されたため、レッスンを断る連絡をしたら、「大学生になっても親に頼るのか」「自分のお金で支払え」と脅迫された。

2 インターネットで見つけたテレビ番組出演者募集の広告を見て芸能事務所に連絡し、面接を受けた。面接の結果合格となり、「テレビ番組に出られる」「仕事をたくさん紹介する」と所属契約を勧められた。「所属枠が残り少ない」とその場での契約を急かされたため、所属契約を交わし、入会金やレッスン料も支払ったが、事務所から仕事の紹介は一切なく、レッスンの実施もない。

～アドバイス～

☆悪質業者はあなたの夢に付け込んで、「才能がある」と期待を持たせたり、「今決めないと合格を取り消す」などと急かししたりして、有料のレッスンやマネジメント契約を求めてきます。レッスン等を行っても、必ず仕事や報酬に結びつくわけではありません。安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や事務所のサポート体制、費用の内訳等を確認し、家族や周囲の人に相談するなど、慎重な判断を心がけましょう。

☆このトラブルの当事者は 20 歳未満及び 20 歳代の若者が約 7 割を占めています。18 歳未満の方が親権者の同意を得ずに契約した場合は、未成年者取消権によって契約の取り消しができます。しかし、成年年齢の引き下げに伴い、18 歳以上が結んだ契約は原則として一方的にやめることはできません。不安に思ったら「消費者ホットライン（☎188）」や消費生活センターへお問い合わせください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の 2132 番地

月曜日～金曜日（平日） 午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時